

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成27年度 水戸市防災会議
- 2 開催日時 平成28年3月25日(金) 午前10時00分から午前11時40分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎前議会臨時庁舎2階 全員協議会室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 会長
高橋 靖
 - (2) 委員
川又 誠志 佐々木 成之 前 利幸 利根川 誠 君山 浩一 住谷 紀男
皆川 徹二 黒澤 一男 吹野 道一 倉田 喜久男 中里 誠志朗 清水 修
青木 英明 橋本 健一 川野 重匡 高田 恵一 小松崎 孝夫 角田 貴志
滑川 恵司 荻沼 孝至 神代 真琴 大関 茂 坂井 知志 松本千代
赤津 和太 春口 優作 奥田 猛 相川 三保子 小鷹 美代子
高田 まち子 久信田 もと子
 - (3) 事務局
高野 裕一 小林 良導 安藏 剛 保科 竜吾 石川 淳 渡部 淳志
石井 勉 高田 真左紀 白井 克彦
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市地域防災計画の一部改定(案)について【公開】
 - (2) 水戸市原子力災害広域避難計画骨子(案)について【公開】
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の数 2名
- 8 会議資料の名称
資料1 水戸市地域防災計画の一部改定(案)の概要について
資料2-1 新旧対照表 共通事項編
資料2-2 新旧対照表 地震災害対策計画編
資料2-3 新旧対照表 風水害対策計画編
資料2-4 新旧対照表 原子力災害対策計画編
資料3 水戸市原子力災害広域避難計画骨子(案)
参考資料 水戸市地区防災基本計画(地域防災活動マニュアル)

9 発言の内容

【事務局】

本日は、お忙しい中、水戸市防災会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の進行を担当させていただきます地域安全課長の_____と申します、よろしくお願いいたします。本日の会議につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき会議を公開するとともに、会議内容につきましては、会議録を作成し、市のホームページに掲載させていただきます。また、作成いたしました会議録は、後日、委員2名の方に、会議録署名人として内容を御確認の上、署名いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今から、平成27年度水戸市防災会議を開催いたします。開催に当たり、水戸市防災会議会長であります水戸市長より、御挨拶を申し上げます。

【会長】

皆様方におかれましては、本日は御多忙のところ水戸市防災会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本市防災行政等に対しまして、御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。水戸のまち、そして、市民の生活に大きな被害を及ぼした東日本大震災から5年が経過いたしました。改めまして、犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を表します。

私は、東日本大震災直後、市長に就任しましたことから、復旧と復興に全力を傾けるとともに、次なる災害に備え、万全の体制を構築することを優先的かつ集中的に取り組んでまいりました。これまで、災害情報の収集、伝達体制の整備、きめ細かな空間放射線測定を始めとする原子力安全対策の強化、さらには、避難所への備蓄物資や無線機の配備、蓄電池付きの太陽光発電の整備、計画を前倒しして行った避難所の耐震補強工事など、防災活動拠点施設の機能強化に取り組んでまいりました。加えて、自主防災組織への補助金の増額、生活用水協力井戸制度の創設、災害時要配慮者の支援体制づくり、福祉避難所の指定、避難所指定動員の導入など、地域の防災力の向上を図ってきたところであります。また、先月には、前回の防災会議で御提案いただき実施することになりましたシェイクアウト訓練を実施し、人口比率としては日本最大規模となる15万人を超える多くの皆様に参加していただきました。多くの市民の皆様に災害への対応を再確認していただく機会として、非常に有効な取組であり、自助・近助・共助・公助の連携を深めることができたと考えております。

地域防災計画につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえた改定を皆様に御審議いただき、前回、平成25年5月に取りまとめたところでございますが、この度の改定は、前回の改定後に改正された災害対策基本法などを反映し、整合を図るための改定となっております。併せて、原子力災害編の一部として、原子力災害に備えた広域避難計画の骨子を策定しました。委員の皆様方に、率直な御意見を賜りながら、より良い計画としてまいりたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。特に、広域避難計画の骨子につきましては、県から示される県外の避難先が持ち越しになっていることなど、多くの課題が残っている中での策定ではございますが、原子力災害の特殊性などを考慮し、計画の目指す方向性や策定方針などを、より早い時点から市民の皆様にお知らせするとともに、御意見を頂きながら、段階的に改定する手法を選んだところでございます。広域避難計画につながる資料としては、東海第二発電所のUPZ圏内で、水戸市が初めて策定するものであり、至らない点もありますが、このような主旨を御理解いただければと存じます。

いずれにいたしましても、地域防災計画の改定、広域避難計画の骨子を策定することにより、今後の方針を明確に示し、本市の更なる防災対策の推進に努め、安全で安心な水戸市を構築してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。最後になりましたが、本計画素案を作成するに当たりまして、関係機関の皆様にご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます、御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

続きまして、議事に入る前に、本日御出席いただいております委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。御紹介につきましては、恐縮とは存じますが、自己紹介で順次お願いしたいと存じます。それでは、関東財務局水戸財務事務所 管財課長_____様より、時計回りの順で自己紹介をお願いいたします。

【委員】（関東財務局水戸財務事務所）

関東財務局水戸財務事務所 管財課長 _____と申します。

【委員】（関東農政局茨城支局）

関東農政局茨城支局 総括農政推進官_____と申します

【委員】（水戸地方気象台）

水戸地方気象台 次長_____と申します。

【委員】（関東地方整備局常陸河川国道事務所）

関東地方整備局常陸河川国道事務所 総括地域防災調整官_____と申します。

【委員】（茨城県水戸土木事務所）

茨城県水戸土木事務所 河川整備課長_____と申します。

【委員】（茨城県水戸保健所）

茨城県水戸保健所 地域保険推進室_____と申します。

【委員】（茨城県生活環境部防災・危機管理課）

茨城県生活環境部防災・危機管理課_____と申します。

【委員】（茨城県生活環境部原子力安全対策課）

茨城県生活環境部原子力安全対策課 原子力防災調整官_____と申します。

【委員】（水戸警察署）

水戸警察署 警備課長_____と申します。

【委員】（水戸市水道部）

水戸市水道部 水道事業管理者_____と申します。

【委員】（水戸市教育委員会）

水戸市教育委員会 教育部長_____と申します。

【委員】（水戸市消防本部）

水戸市消防本部 消防長_____と申します。

【委員】（水戸市消防団）

水戸市消防団 団長_____と申します。

【委員】（日本郵便株式会社水戸中央郵便局）

日本郵便株式会社水戸中央郵便局 課長代理_____と申します。

【委員】（東日本旅客鉄道株式会社水戸駅）

東日本旅客鉄道株式会社水戸駅 副駅長_____と申します。

【委員】（東日本電信電話株式会社茨城支店）

東日本電信電話株式会社茨城支店 報道防災センター長_____と申します。

【委員】（株式会社茨城放送）

株式会社茨城放送_____と申します。

【委員】（日本赤十字社茨城県支部）

日本赤十字社茨城県支部 事業推進課長_____と申します。

【委員】（東京電力株式会社茨城総支社）

東京電力株式会社茨城総支社_____と申します。

【委員】（茨城交通株式会社）

茨城交通株式会社 総務課長_____と申します。

【委員】（東部瓦斯株式会社茨城支社）

東部瓦斯株式会社茨城支社_____と申します。

【委員】（株式会社NTTドコモ茨城支店）

株式会社NTTドコモ茨城支店 支店長_____と申します。

【委員】（水戸市住みよいまちづくり推進協議会）

水戸市住みよいまちづくり推進協議会 会長_____と申します。

【委員】（水戸市地域女性団体連絡会）

水戸市地域女性団体連絡会 会長_____と申します。

【委員】（学校法人常磐大学）

学校法人常磐大学 コミュニティ振興学部教授_____と申します。

【委員】（水戸市女性防火クラブ連合会）

水戸市女性防火クラブ連合会 会長_____と申します。

【委員】（一般社団法人水戸市医師会）

一般社団法人水戸市医師会 事務局次長_____と申します。

【委員】（一般社団法人水戸薬剤師会）

一般社団法人水戸薬剤師会 会長_____と申します。

【委員】（公益社団法人茨城県看護協会）

公益社団法人茨城県看護協会 会長_____と申します。

【委員】（水戸市消費生活センター）

水戸市消費生活センター センター長_____と申します。

【委員】（水戸コミュニティ放送株式会社）

水戸コミュニティ放送株式会社_____と申します。

【事務局】

ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介いたします。地域安全課の____，____，____，____です。どうぞよろしくお願ひいたします。次に、お手元にお配りさせていただいております資料等の確認をお願ひしたいと存じます。初めに、「平成27年度 水戸市防災会議次第」，次に、「水戸市防災会議出席者名簿」，次に、「水戸市防災会議席次表」，次に、資料1といたしまして「水戸市地域防災計画一部改定の概要」次に、資料2につきましては、新旧対照表となっております。「2-1が共通事項編，2-2が地震災害編，2-3が風水害編，2-4が原子力災害編」となっております。次に、資料3が「原子力の広域避難計画骨子（案）」でございます。また、参考資料として、水戸市地区防災基本計画（地域防災活動マニュアル）を配布させていただいております。資料につきましては、不足等がございましたら、事務局へお申し出ください。また、皆様のお手元には、現行の地域防災計画を配布させていただいております。改めてではございますが、地域防災計画は、災害対策基本法において、自治体の防災対策の大綱を定めることとなっており、総合的な指針及び方針等を定めたものでございます。加えて、各計画において、重複する内容が多々ありますが、本市においては、地震や風水害などそれぞれの対応において、1冊で完結できるよう分冊し構成しているところでございます。併せて、御理解いただきませうよう、お願ひ申し上げます。それでは、会長であります_____市長に議長をお願ひいたします。

【会 長】

それでは、議長を務めさせていただきますので、御協力をお願ひいたします。先ほど、事務局から会議の公開と会議録の公表について説明がありましたが、ここで、会議録の署

名人を指名させていただきます。____委員，____委員のお二人にお願いしたいと存じます。____委員，____委員よろしいでしょうか。皆様，____委員と____委員に会議録の署名人となっていただきますので，よろしくお願ひいたします。

それでは，次第に沿って議事を進めさせていただきますが，本日，皆様に御審議いただきます内容は，2点ございます。1つ目は，水戸市地域防災計画の一部改定（案）でございます。2つ目は，原子力災害に備えた水戸市広域避難計画骨子（案）でございます。両内容において関連する部分がありますので，この後，連続して説明させていただき，その後，それぞれについて，御質問や御意見をお受けしながら審議してまいりたいと考えておりますので，御了承いただきますようお願い申し上げます。それでは，（1）水戸市地域防災計画の一部改定（案）及び（2）水戸市原子力災害広域避難計画骨子（案）について，事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい，私，____から，地域防災計画の一部改定（案）について御説明申し上げます。資料1を御参照願ひます。1目的についてでございます。この度の改定は，前回改定を行いました平成25年5月以降において，災害対策基本法及び水防法の改正，茨城県の地域防災計画の改定並びに原子力災害対策指針の見直しがありましたので，その内容を反映し，整合を図るとともに，近年の災害の教訓等を踏まえ，本市の防災対策の一層の推進を図るため，改定するものでございます。

前回の改定と比較いたしますと，前回は，東日本大震災における多くの課題を踏まえ，計画を根幹から見直したところでございますが，今回は，部分的な改定であると御理解いただければと存じます。また，一方では，後段に御説明させていただきます原子力の広域避難計画の骨子をこの度策定しており，広域避難に関する新たな概念を，追加した改定となっております。

次に，2改定内容を御説明申し上げます。資料のまとめ方といたしましては，（1）共通事項の部分では，地震，津波，風水害，原子力災害対策計画編，全てにおいて同様の改定を行うものをまとめ，（2）以降につきましては，個別に改定する内容を記載しております。併せて，資料2の新旧対照表につきましても同様の形式をとっております。一つ目の事項，防災協定締結団体等の強化の説明において，具体的な内容を御覧いただきたいと存じます。

資料1共通事項の1防災協定締結団体等の強化を御覧ください。前回の改定後，新たに締結した団体等を追加したところでございます。併せて，左の欄には，新旧対照表のページ数を記載しております。資料2-1の1～2ページを御覧ください。追加・修正している内容は，赤字の部分となっております。また，備考の欄を御覧いただきますと，地震や風水害など，それぞれの計画のどの部分を改定しているかについて，章節ページ数を記載しております。防災協定の内容は，一つ目の事項でございましたので，順を追って資料を御覧いただきましたが，次からの改定内容につきましては，抜粋しながら御説明させていただきますので，御了承願ひます。

それでは，資料1にお戻りください。共通事項の2地域防災活動の強化，具体的には，地区防災計画の策定に係る内容でございます。地区防災計画につきましては，地域の自主防災組織において作成することが努力義務として，災害対策基本法に位置付けられましたことから追加したものでございます。例えば，自治体における地域防災計画が，自主防災組織においては地区防災計画に当たり，自主防災組織の日頃の備えや災害時の対応などの基本事項を定め，災害に備えるという方針が示されたことがこの度の改定内容でござ

います。水戸市におきましては、震災の教訓を踏まえ、自助・共助との連携強化に取り組んでおりますので、法の施行後、速やかに地区防災計画のひな形を作成し、自主防災組織の皆様説明会を行い、既に全地区で地区防災計画を作成していただいたところでございます。本日は、皆様のお手元に、参考資料として、地区防災計画のひな形を配布させていただきます。表題が水戸市地区防災基本計画（地域防災活動マニュアル）と記載している資料でございます。ページを返し2ページの目次を御参照いただきますと、第1章で、平常時の備え、2章で災害時の対応、3章で避難所の開設・運営について記載しており、併せて、後段の資料・様式集においては、水戸市で備えている備蓄資機材の使い方などを写真等を交え、作成したものでございます。4ページ～5ページを御参照いただきますと、避難所や関係機関、さらにはそれぞれの地区の災害リスクなど、実情を、それぞれ記載していただくこととしております。作成に当たり、自主防災組織の皆様の主体的な取組を促進することなどにも配慮し構成したところでございます。

改めて、資料1にお戻りください。次に、3 総合防災拠点の整備についてでございます。平成30年8月の使用開始を目途に進めております市役所本庁舎の整備に当たり、本庁舎を総合防災拠点施設として位置付けるとともに、施設の整備方針を計画に追加いたしました。

次に、4 避難行動要支援者等の支援対策強化についてでございます。災害対策基本法の改正に伴い、これまで使われておりました「災害時要援護者」の名称が、「要配慮者」に変更になるとともに、「要配慮者」のうち、特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と位置付けられましたので、名称の変更について修正いたしました。併せて「避難行動要支援者」の名簿の作成、名簿の管理、支援体制の整備、災害時の対応等について改定したところでございます。避難行動要支援者の対策につきましても、法の施行後から、名簿の作成に取り掛かるとともに、民生委員を始めとする地域の支援者の皆様に、支援対応等について説明をさせていただき、連携体制の構築について併せて取り組んでいるところでございます。

次に、5 多様な情報伝達手段の確保に、新たな災害情報伝達手段として、全国的に導入されましたLアラートの活用について追加いたしました。Lアラートシステムにつきましては、平成26年8月から運用を開始しており、避難を呼びかける情報などを市町村が発信すると、インターネット回線により、ハブ的機能を担う県で情報を集約し、その情報が一括して、メディア等に配信できるシステムでございます。次に、6 災害時における放置車両等の対策についてでございます。災害対策基本法76条関係の改正により、災害時に、道路管理者は、緊急車両の通行を確保するため、運転者に対し車両の移動命令を行うとともに、運転者がいない場合には、道路管理者自らが車両の移動等を行うことができるようになったことから、その内容について計画に追加いたしました。ここまでの、全ての計画に共通する改定内容でございます。

次に、(2)地震編のみ改定する内容について御説明させていただきます。1 給水対策の強化病院や避難所等を重要給水施設として位置付け、各施設に至る管路の優先的な耐震化の推進について追加いたしました。また、市民との協働による応急給水体制の構築について追加するとともに、給水拠点と給水基地を分類し、役割を明確化するための修正も行っております。次に、(3)風水害編のみ改定する内容でございます。1 洪水予報等の伝達対策の強化水防法の改正に伴い、これまで洪水予報が発表されたときには、浸水想定区域内の要配慮者施設に伝達することとなっておりますが、加えて大規模工場等にも伝達することになりましたので、その内容を追加いたしました。参考でございますが、水戸市における浸水想定区域内の要配慮者施設は、35施設あります。この度の改正で追加になった大規

模工場等は、1施設であり、城東1丁目のトッパンプロスプリントが対象となっております。

次に、2自衛水防活動の促進についてでございます。水防法の改正に伴い、浸水想定区域内の要配慮者施設及び大規模工場において、独自に自衛水防計画を策定することなどの取組が努力義務として位置付けられましたので、その内容を追加いたしました。

次に、3気象発表基準に特別警報を追加することについてでございます。平成25年8月から「特別警報」の運用が開始されましたことから、その発表基準等を追加いたしました。

次に、4避難勧告等の発令基準の見直しについてでございます。国の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴い、河川被害及び土砂災害に関する避難勧告等の発令基準を見直しました。この部分につきましては、新旧対照表資料2-3 10ページ～11ページを御参照ください。この計画は、避難勧告等の発令の種類・判断基準を示す内容でございます。一つ目の表は、区分、発令時の状況、住民に求める行動を、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」に分類して記載しており、10ページでは、災害時要援護者を要配慮者に修正しており、11ページにおいては、避難勧告及び避難指示が発令されたときの住民に求める行動の部分を修正しております。この修正は、ガイドラインで示された新たな概念、「自分の身を自分で守る」又「二次災害に留意する。」という趣旨の文言を追加しております。具体的には、避難勧告又は避難指示が発令されたときは、避難所に避難することが基本になりますが、加えて、避難が遅れたときなどを想定し、「避難場所への避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、避難場所にとらわれることなく、近隣の安全な場所等への避難や、屋内のより安全な場所への移動」という文言を追加いたしました。次に、新旧対照表の12ページを御参照ください。ここから、避難勧告等の具体的な基準を記載しております。1河川被害に関する基準につきましては、これまで避難判断水位をさらに上昇するときを発令基準としており、この基準につきましては、現行のままとさせていただいておりますが、この度の改定は、表の前に、赤字で加えたとおり「避難が深夜・早朝となることが見込まれる場合は、住民の安全確保を優先し基準にとらわれることなく早期に発令する。」という文言を追加いたしました。これまでも基準にとらわれることなく早期に避難を呼びかけるなど対応してまいりましたが、この度明確にし、万全を期すよう対策強化を図りました。ページを返していただきまして、13ページを御参照ください。次に、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準でございますが、河川の場合と同様に、「避難が深夜・早朝となることが見込まれる場合は、基準にとらわれることなく発令する。」という内容を追加いたしました。また、発令基準につきましては、現行においては、前兆現象を確認した場合に、発令する旨の基準となっておりますが、何らかの兆候があつてからでは、手遅れになる可能性もございます。さらに、状況によっては、職員が現場に行くことにより、2次災害も考えられますので、万全を期すためにも、土砂災害警戒情報が発表された場合や記録的短時間大雨情報が発表された場合に発令することといたしました。以上が避難勧告等の発令基準の見直しでございます。

次に、5給水対策の強化につきましては、地震編で御説明させていただきました内容の一部を風水害編にも反映するものでございますので、説明を省略させていただきます。また、次の原子力災害編の一部改定につきましても、この後、御説明させていただきます広域避難計画の新たな概念を地域防災計画に追加したものでございますので、広域避難計画の説明と併せて対応させていただきますので、ここでの説明を省略させていただきます。

次に、資料1にお戻りいただきますようお願い申し上げます。資料1の3ページ(5)その他を御参照ください。これまで、説明させていただきました内容は、全て新旧対照表に記

載させていただいておりますが、名称変更を始めとする語句の整理のみの変更につきましては、新旧対照表への掲載を省略させていただき、事務的に置き換えをさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。議題1の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、資料3に基づき、水戸市原子力災害広域避難計画骨子（案）について、私、_____から御説明いたします。初めに、骨子としている理由についてでございますが、資料の最終ページを御覧ください。こちらに記載しておりますとおり、東海第二発電所の広域避難に関する事項については、多くの課題が残されている状況にあり、国・県も含めて現在、検討を重ねている状況であります。特に、実際に避難する上で欠かせない避難先自治体については、県内避難先は定まっているものの、茨城県において調整を進めております県外避難先については、確定には至っていない状況でございます。県内で収容できる市民の数はおおむね半数弱でありますので、未だ約半数の受入れ先が決められていないということになります。また、市民の関心度の高い、安定ヨウ素剤に係る事項やスクリーニングの手順や場所などについても課題となっております。このように、多くの課題が残されている状況ではあります。一方で、原子力災害は、その影響を五感で感じることができないなど、特殊な災害であることから、広域避難を実施するタイミング等については、より早い時期に市民の皆様へ周知し、理解を得ることが、重要であると考えております。そのため、現在提示されている条件に基づき、原子力災害に対する基本的事項を始め、本市の広域避難計画策定の目指す方向、策定方針などを中心に、広域避難に関する基本的な考え方を整理したものを「広域避難計画の骨子」として、市民にお示しするものでございます。

次に計画の構成について御説明いたします。目次を御覧ください。第1章としましては、計画の趣旨や位置付けなど、計画策定の基本的事項について、記載してございます。次に第2章において、国の指針等において定められている、原子力災害に対する防護措置の種類と実施するタイミングについて、お示ししてございます。第3章においては、東海第二発電所に対する本市の広域避難計画策定の基本的な方向を示すとともに、計画の対象や広域避難先、事故の発生からの流れについて、現時点で明らかとなっている事項に基づき、本市の基本方針を定めてございます。第4章においては、第3章で位置付けた基本方針に基づき、広域避難の具体的な方法等について、示してございます。

それでは、それぞれの章の概要について御説明いたします。1ページを御覧ください。計画策定の趣旨につきましては、使用済核燃料が現存する東海第二発電所において、原子力事故が発生した場合に備え、一定のルールを定めることにより、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるとともに、また、先ほど御説明しましたとおり、骨子の段階から公表し、より早い時期から市民への周知を行うことにより、その実効性を高めていくことを目的として掲げてございます。広域避難計画の位置付けにつきましては、水戸市地域防災計画（原子力災害対策計画編）にある「避難収容活動体制の整備」として定めるものであり、地域防災計画の一部としての位置付けとしてございます。よって、広域避難計画に位置付けのない事項については、地域防災計画によるものとしてございます。

次に2ページを御覧ください。上段、3の項においては、今後、国の指針や県の計画の改定等を踏まえながら、随時、修正・見直しを行っていくこと。また、その下段、4の項において、本市が、国の基準に基づき、茨城県において定めている「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」であるPAZ、UPZのうち、市の全域が半径30キロメートル

に含まれていることから、全ての地域をUPZとして、重点区域に位置付け、防護措置を実施する旨、記載してございます。

続きまして、4ページを御覧ください。「第2章 原子力災害に対する基本的事項」として、まず、初めに、原子力災害が発生した場合に市民がどのような行動をとることになるのか、防護措置の種類と内容について、記載してございます。なお、本計画の中心となる部分である、原子力災害が起きた場合において、その区域から離れるために実施する防護措置につきましては、(2)にありますとおり、災害発生後、速やかにその場を離れるために実施する「避難」という手法と、緊急性は低い、長期間の生活には支障がある場合に実施する「一時移転」という2種類の手法が国の指針において、位置付けられてございます。本市におきましては、市域の全てがUPZであり、この二つのいずれを実施する場合においても、市外に離れることとなることから、合わせて「広域避難」と呼ぶことについて、本項において定義付けしてございます。また、「広域避難以外」の防護措置として、UPZの防護措置の基本行動である「屋内退避」を始め、「広域避難」と合わせて実施いたします「避難退域時検査」と「簡易除染」などについても本項で概要を示してございます。

次に、5ページ後段以降においては、これらの防護措置を実施するタイミングについて、記載してございます。原子力事故が発生した場合、空間に放射性物質が放出される前においては、目視での確認が可能な「施設の破損状況」によって判断する「EAL」という概念に基づき、また、放射性物質の放出後においては、モニタリングポストなどにおいて、測定することが可能な「放射線の量」によって判断する「OIL」という概念に基づいて、必要な防護実施することになる旨、示してございます。

6ページをお開きください。空間に放射性物質が放出される前の判断基準である「施設の破損状況」に基づく事態の進展と、事態に基づき実施する防護措置についてまとめてございます。青から赤に向けて、緊急度が増し、事態が進展していくことを示してございます。また、この事態の進展を判断する「施設の破損状況の具体的な基準」について、7ページから9ページにかけて国の示している表を載せてございます。具体的に一例を申し上げますと、東海第二発電所においては、燃料の冷却機能の確保に向け、平常運転時におけるメインの給水設備が一つ、また、その他の非常時への備えとして2つのバックアップの給水設備を有してございますが、メインの設備の機能が喪失した場合は、EALの1、警戒事態を判断するEALに該当します。加えて、2つのバックアップ設備のうち、1つの機能が喪失した場合には、EALの2、施設敷地緊急事態を判断するEALに該当し、メインとバックアップの全ての冷却機能を喪失した場合には、EALの3、全面緊急事態を判断するEALに該当することとなります。なお、参考として申し上げますと、福島第一原子力発電所の1号機においては、全ての給水機能が喪失したのち、約24時間後に放射性物質が放出される事態となりました。

次に、10ページを御覧ください。こちらにおきましては、放射性物質が放出されたあとにおける防護措置の実施基準について記載してございます。こちらにも一例を申し上げますと、災害発生後、速やかにその場を離れるために実施する「避難」の基準としては、時間当たり、500マイクロシーベルトを計測した地域であること、また、緊急性は低い、長期間の生活には支障がある場合に実施する「一時移転」の基準としては、時間当たり20マイクロシーベルトを計測した地域であることを示してございます。なお、参考として申し上げますと、現時点における水戸市の測定値は、おおむね0.07マイクロシーベルト程度となっております。

次に11ページを御覧ください。第3章において、初めに、本市の計画の基本的な方向に

ついて位置付けてございます。1つ目として、何よりも市民の安全の確保を図ること、また、2つ目として、避難後の安定した生活を確保することを掲げてございます。重要な部分ですので、全文読み上げさせていただきます。「あらゆる事態に対応した市民等の安全の確保」に向けましては、「市民等の生命を守ることを最優先に考え、原子力災害の規模や放射性物質の拡散方向等の不確実性を考慮し、あらゆる事態に対応可能な広域避難のルールを定めるとともに、情報伝達の強化や原子力災害に関する知識の普及・啓発に取り組むなど、総合的な原子力災害対策の強化を図る。」としてございます。次に、「避難後における安定・安心した市民生活の確保」に向けましては、「市民等が広域避難後においても、安定・安心した暮らしを送ることができるよう、可能な限り行政機能や地域コミュニティの維持に努めるとともに、避難先自治体をはじめ、国、県、関係機関等との連携強化により、きめ細かに支援を提供できる環境づくりを推進する。」としてございます。なお、3つ目として、これら二つの達成に向けた「計画の実効性の向上」を位置付けてございます。

12ページ以降については、現時点で明らかとなっている事項に基づき、それぞれ、本市の基本方針を定めてございます。12ページにおいては、最終的に全ての市民が広域避難を実施した場合を想定するとともに、近隣自治体にも配慮した対策を講じることを位置付けてございます。また、13ページにおいては、市民の避難後の生活に配慮して、避難先を設定すること、避難先自治体との連携によるきめ細かな支援体制づくりを進めることを掲げてございます。また14ページにおいては、事故の発生から広域避難までの流れを図にまとめ、広域避難が最終的な防護措置であること、また、広域避難の実施に当たっては、市内の全ての住民が一斉に行うものではなく、空間放射線量率に基づき、地域ごとに実施するものであることを、分かりやすく示してございます。併せて、市の方針として、広域避難を実施するタイミングの周知徹底、円滑な広域避難に向けた避難方法の設定等を掲げてございます。なお、15ページ上段に、緊急時に空間放射線量率を計測するモニタリングポストの設置箇所について、示してございます。こちらにつきましては、現在、茨城県において整備を進めていただいているところであり、市内においては、現行の4か所から来年度末には、10か所に拡充する予定となっております。

次に16ページを御覧ください。第4章においては、第3章で定めた市の基本方針に基づき、それぞれの具体的な手法について、位置付けてございます。なお、こちらの章につきましては、国、県の方針と整合を図りながら、本市の特徴的な取組についても、位置付けてございますが、先ほど御説明しましたとおり、多くの課題もありますことから、今後、随時見直しを図ることについて、冒頭において示してございます。それでは、中段、「地域と避難先自治体とのマッチング」の項について御説明いたします。広域避難を実施する場合は、O I Lに基づき、地域ごとに広域避難を実施することになりますが、避難する地域の単位として、本市においては、小学校区ごとに自主防災組織が整備されていることなどを踏まえ、小学校区を避難単位の基本とすることを位置付けてございます。また、広域避難の判断は、モニタリングポストの数値を見て行い、基準を超えたモニタリングポストの周辺地区が避難を実施することになりますが、同じモニタリングポストの数値を判断基準としている小学校区など、同じタイミングでの広域避難が想定される小学校区については、同じ方面の自治体とのマッチングを行い、市民が分散することなく、一体的なまとまりのある、支援しやすい環境を確保することを位置付けてございます。

なお、17ページに色別に示したものが、同じタイミングでの避難が想定されるエリアでございます。具体的な例を示しますと、青色に染めている飯富地区と国田地区については、

避難先においても隣同士とするなどの配慮を行うということでございます。(2)市民等と避難所とのマッチングの項におきましては、広域避難先が定まり次第、地域ごとに避難所を設定し、「それぞれの市民が向かうべき避難所」について定めること。また、市は、市民等が直接、あらかじめ定めた避難所へ円滑に向かうことができるよう、「場所やルートについて周知徹底を図ること」を位置付けるとともに、避難先の地理に不慣れた市民への対応として、避難先自治体のランドマーク的な分かりやすい施設を「避難所誘導施設」として設定するなど、避難先自治体との連携によるきめ細かな支援体制を作っていくことを掲げてございます。

次に18ページ以降においては、具体的な避難の方法について示してございます。(1)においては、全面緊急事態に至った場合、まず初めに実施する屋内退避の方法として、職場等に滞在している場合、原則、帰宅して屋内退避を実施することとしてございます。また、(2)において、広域避難の方法について記載してございます。概略を御説明しますと、移動手法としては、原則、自家用車を利用すること。自家用車で避難が困難な市民については、小中学校を一時集合所とし、そこからバス等で広域避難を実施することとしております。

次に、19ページ下段には、在宅の要配慮者の避難方法について、示してございます。本市においては、現在自力での避難が困難な方を対象とした名簿づくりを進めているところであり、その名簿に基づき、民生委員や消防団の方などの協力の下、一時集合所への移動支援等を行っていくこととしてございます。また、その支援のタイミングにつきましては、要配慮者は、避難行動に時間を要すること、さらには、支援者の方の被ばくを防ぐという観点からも、20ページに図で示しているとおり、他の市民より早い段階において、支援を開始することを位置付けてございます。なお、在宅以外の施設入所者や病院の入院患者の避難につきましては、次のイ、ウに記載してございます。現在、茨城県の支援の下、施設ごとのマッチングを進めているところでありますので、避難を実施する際は、あらかじめ定めた病院や福祉施設に受入れを要請した上で移動を開始することを定めてございます。

また、21ページ後段においては、学校、保育所等に通う児童等の広域避難について、示してございます。児童等についても、在宅の要配慮者の対応と同様に、より早い段階で保護者への引渡しを行い、広域避難に備えることとしてございますが、急速に事態が進展した場合など、引渡しが済んでいない場合においては、集団で避難を実施することとしてございます。

22ページには、観光客等の一時滞在者の対応について、お示ししてございます。観光客等の一時滞在者につきましては、全面緊急事態に至る前、施設敷地緊急事態の段階で観光施設を通して、また、緊急速報メールを活用して、早期帰宅を呼びかけることとしてございます。なお、帰宅が困難な場合には、市民とともに一時集合所で屋内退避を実施した上で、避難先自治体に移動し、避難先から自宅へ戻ることとしてございます。23ページにおいては、災害発生時における市民の混乱の低減を図り、落ち着いた行動をとることができるよう、テレビ、ラジオを始め、携帯電話や防災行政無線など、あらゆる媒体を活用して、きめ細かに情報を伝達すること。また、災害時に重点的に広報を行う項目について位置付けてございます。簡単ではございますが、計画の概要については以上でございます。最後に資料2-4を御覧ください。広域避難計画の骨子に位置付けた内容の反映を中心に、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定箇所を示してございますので、御確認いただければと思います。なお、広域避難計画につきましては、最初に御説明差し上げましたとおり、現状において、多くの課題が残されているところであります。今後、市民の皆様様の御意見を始め、国の方針や県の計画改定なども踏まえながら、課題について検討を重ね、随時計

画の改定を重ねていくことを予定してございます。以上で、資料3 広域避難計画骨子(案)に関する説明を終了いたします。

【会長】

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、まずは、1つ目の水戸市地域防災計画の一部改定(案)について、御意見・御質問のある方は御発言をお願いしたいと存じます。

【委員】 (常磐大学)

資料2-1 9ページ(3)名簿の適正管理にあるウ「紙による名簿提供及び複写、データ化の原則禁止」と書かれているのが中身について伺いたいと思います。東日本大震災では津波による被害で、学校等のデータに被害が発生し、大変苦慮したと伺っています。そのため、紙やデータによる分散管理が重要と考えるが、複写、データ化の原則禁止とは、市役所で元データは保管しているというように読めるのか伺いたい。

【事務局】

貴重な御意見ありがとうございます。記載が不足し、分かりづらい表現につきまして、お詫びしたいと思います。記載内容につきましては、避難支援等関係者の皆様に紙又はデータにて情報の提供をさせていただくものでございます。その上で、名簿の管理を適正に行うため、支援者以外の方には、名簿提供及び複写、データ化の原則禁止というルールを地域防災計画に記載したところでございます。御意見を踏まえて、誤解を与えないような記載を検討してまいります。

【会長】

個人情報の問題もあるのでデータの提供者を限定し、それ以外は原則禁止としています。また、データの管理についてはどのような計画ですか。

【事務局】

データの管理については専用のシステムを導入し防災部署、保健福祉部署で共有できるよう対応を進める予定でございます。

【会長】

____委員から出たように、学校のデータ管理について分散管理がされているのか確認しておくように。また、特に水害のおそれのある学校のデータの管理及び提供について調整するように、ここで指示いたします。

【事務局】

はい、教育委員会と調整し対応してまいります。

【会長】

昨年9月の関東・東北豪雨において水戸市でも水府橋水位が7 m15cmまで上昇いたしましたので、避難勧告を発令し避難を呼びかけました。判断するとき大変ありがたかった対応が、常陸河川国道事務所長からの「ホットライン」でした。「ホットライン」は、常

陸河川国道事務所長から私の携帯電話に直接電話を頂き、助言していただけるものですが、改めて、常陸河川国道事務所 _____ 委員から「ホットライン」について御説明をいただければと思います。

【委員】（常陸河川国道事務所）

これまでも、避難勧告や水防団出動の目安となる水位については常陸河川国土事務所と水戸気象台の連名で洪水予報を出してまいりました。水戸市ではこの情報を適切に利用されていましたが、以前他の市町村では、この情報が適切に利用されずに被害が拡大したというケースがありました。そこで、河川国道事務所長から首長へ直接助言するホットラインの整備を進めてきたところです。常総の水害後も導入していない市町村には、28年の出水期までに導入していただき、県内全市町村で対応できるように進めております。常総の水害で、堤防で守れるものには限界があるということが明確になり、市民の皆さんに自主的に避難していただくためには首長の判断が重要であると認識しておりますので、情報の共有を進めていきたいと考えています。

【会長】

ありがとうございました。併せて、関東・東北豪雨の気象状況や特別警報などについて、水戸気象台 _____ 委員から御説明いただければと思います。

【委員】（水戸地方気象台）

関東・東北豪雨においては常総市を始めとして様々な地域で災害が発生しました。この時の気象状況及びこの際に発表した大雨特別警報につきまして説明させていただきます。9月9日21時現在では、日本付近には2つの台風がありました。台風18号は9日午前10時頃には愛知県上陸、午後3時頃には日本海へ抜け温帯低気圧となりゆっくりと北上しました。そういったところで、関東付近は湿った空気が入り込み大雨が降りやすい状況になっていました。加えて本州の南東海上では、台風17号があり北上していました。北上に伴って関東付近に湿った空気が入りやすい状況でありました。この時の48時間積算降水量は関東南部から東北地方南部に線状に強い降水があり、栃木県今市市では600ミリ以上の降水を観測しました。指定河川洪水予報に関しては、県や国と共同で発表しているものであります。当県で主だった河川は、久慈川、那珂川、小貝川、鬼怒川、利根川があります。降水量分布では県西部から栃木県今市市にかけて非常に強い降水が見られました。総雨量647.4ミリこれは今市市の9月の降水量の約2倍となっており、古河市では24時間最大降水量を更新している状況でありました。東側の久慈川、那珂川ではそこまで強い降水は見られませんでした。鬼怒川の上流で降雨が見られたため、常総市の洪水によって大きな被害が出ました。特別警報の発表基準についてですが、大雨が予想される場合には、まず大雨注意報を発令し、大雨が強まり重大な被害が出る可能性がある場合は大雨警報を発表しております。さらに大雨が継続して降水量が警報基準を大きく超えるような雨が継続するという場合には、重大な被害が発生する可能性が高いというものを数十年に一度の大雨とし、特別警報を発表いたします。今回はこの数十年に一度の雨となったため、特別警報を発表いたしました。この特別警報の発表に当たっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断してまいります。以上で説明を終わらせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。私どもとしては、この度の避難勧告等の発令基準の見直しを運用するとともに、常陸河川国道事務所、水戸气象台、茨城県などと連携し、適切な情報を基に、早めの避難を呼びかけたいと思います。先日もある地区の市民懇談会において、今回の常総市の被害を受けて、農機具の避難先について検討してほしいとの要望がありました。確かに人命第一で考えていましたが、非常に高価な農機具もあるため、それらの避難先についてもこれから考えていかななくてはならないと改めて思いました。早め早めの避難の情報提供を行うことで生命・財産を守っていくことができると考えておりますので、ホットライン等を活用し早めの避難を呼びかけるなどしながら、市民の皆様の安全確保を最優先に今後とも取り組んでまいります。皆さんこの件に関してはよろしいでしょうか。御意見がないようですので、水戸市地域防災計画の一部改定(案)について御承認を頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。次に、2つ目の水戸市原子力災害広域避難計画骨子(案)について、御意見・御質問のある方は御発言をお願いしたいと存じますが、今回、避難計画を策定するに当たりましては、茨城県に御協力を頂いております。本当にありがとうございます。よろしければ、初めに茨城県原子力安全対策課_____委員から、県の取組について御説明いただき、それも基に皆様に御議論をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【委員】(茨城県生活環境部原子力安全対策課)

原子力安全対策課の_____でございます。市長を始め、本日お集まりの皆様方には日頃から本県の原子力防災に関しまして、御理解と御協力を頂いておりますこと、誠にありがとうございます。茨城県としましては、避難先の確保を最優先に考えており、水戸市の避難先としては、基本的に常磐道で避難するという事で県内の6市3町、計9つの自治体に避難し、それ以外については、この9つの自治体に隣接する栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県に避難先を確保したいと進めてまいりました。避難経路を考え、北関東道から東北道を南下いたします埼玉県、それから北関東道を直進いたします栃木県、群馬県、さらには、常磐道を南下いたします千葉県と、主要な高速道路を使って避難をするという前提の中で、この4つの県と調整を進めてきたところであります。また、具体的な避難先市町村につきましても、高速道路の沿線に確保するのが効率的であろうと、現在、この4つの県と調整の上、県内の受入れ自治体に説明を行い、了解を得る作業を進めているところでございます。今後でございますけれども、この説明会終了後、年度はまたいでしまいますが、水戸市と個別の市町村に出向きながら、具体的な事項の調整をしていくことを予定しており、避難先の確保につきましても、一日も早く結果を出していきたいと考えてございます。それから、私どもは、昨年3月に広域避難計画を策定しましたが、その中で課題としておりました避難退域時検査、以前はスクリーニングと言っておりましたけれども、この場所や実施方法等につきましても、今年度、2回ほど、専門家や関係機関の皆様にお集まりいただいて、検討を進めてまいりました。こちらにつきましても最終的に実施計画、ある

いは、マニュアルとして策定し、市町村の抱える課題を解決し、広域避難計画の策定が進むように県としても最大限の協力をさせていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。今後とも県と連携し、一つ一つ課題を整理していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。水戸市独自策としても、北関東中核都市連携会議として宇都宮市、前橋市、高崎市と協定を結んでおり、独自に原子力災害の広域避難先とさせていただいており、今後も県と連携しながら、また、他の関係自治体とも連携して調整を進めさせていただきたいと考えております。それでは、他に御意見・御質問のある方は御発言をお願いしたいと存じます。

【委員】（水戸市住みよいまちづくり推進協議会）

避難する場合、市民が遠方の親戚等に避難する場合も考えられると思うのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

【事務局】

説明が不足し申し訳ございません。御指摘のとおり、避難する際に親戚等に身を寄せるということも想定されますので、資料の19ページの上段の、市の定める避難所以外へ広域避難する方法の項に、そのようなケースについて位置付けてございます。内容としては、「親戚宅に避難する場合でも、混乱を軽減するため、市の指示を待ってから避難を開始していただくこと。」また、「避難完了後には、安否確認・所在確認の必要があることから市に連絡していくこと。」としてございます。

【会長】

基本的に、親戚等に行くなど自由は妨げないという形にしております。しかし、混乱を避けるためそれぞれに御協力を頂くということの周知をさせていただかなくてはならないと思っています。今回の避難計画を作る中で重要な部分においては、避難した後の生活に安心・安全を確保するという事で、町内ごとの避難によって顔の見える形お互い支え合っていたり、そういったことで少しでも精神衛生上配慮していきたいと考えており、これから具体的にお示しさせていただきたいと思っています。しかし、それを基本としながらも、親戚等に行くなど自由は妨げないようにしたいと思っておりますが、あまりにも自由にすると混乱が起きるのでバランスを取りながら市民の皆様にご協力いただくための周知の方法もこれから考えていかなくてはならないと考えております。

まだ、骨子(案)状態でありまして、皆様からの意見を頂いて防災会議の意見を盛り込んだ形で骨子(案)の(案)を外していきたいと思っております。

【委員】（常磐大学）

避難計画はやってみないと分からない部分も多いと思っておりますので、この計画はこの計画で作り実際にやってみて、地域ごとに問題点を洗い出していくことが必要と感じております。この計画を作ったとしても、水戸市だけでやることには限界があるということを市民に理解してもらうことが重要なのではないかと思います。そういう意味では、非常食でも市が市民センターに備蓄するには限界があるので、お互いに預け合うなどが重要なのではないで

しょうか。

スクリーニングに関しては、県で御検討いただきたいが、福島第一原発事故の際に、福島から新潟に避難した人は、対応等の評判が良いという調査結果があります。それは、スクリーニングをする際に新潟県では県境の廃校で温かい食事を用意し、一度休んでからスクリーニングを行い、その後、新潟県内に振り分けたそうです。スクリーニング自体は大変重要なことなので、落ち着いて受ける環境が大切なのではと考えます。

また、要配慮者への対応に関しては、大学の周辺などで自宅の駐車場を学生に貸していただき、その学生が安否確認などを行い、いざというときには一緒に避難する制度や、企業の営業マンなども要配慮者を連れて避難するなど、市全体で取組連携の輪が広がっていけばよいと思う。

【委員】（茨城県生活環境部原子力安全対策課）

これまでの検討の中で、避難に関わる時間が長時間に及ぶことから健康を害する方も出てくる可能性もあるため、検査そのものではなく、そのような方々への配慮として休憩用のスペースは設けていきたいと考えていたが、先ほどの食事などは考慮していなかったの参考とさせていただきたい。

【会長】

今後のスクリーニングの方法などに反映していただければと思います。また、水戸市としても避難計画に盛り込んでいきたいと思います。また要配慮者については、在宅の方への対応などについて事務局から説明はありますか。

【事務局】

在宅の要配慮者の対策につきましては、避難行動要支援者の支援対策強化という部分で現在名簿の作成に取りかかっており、これから地域に細かく入っていく予定でございます。その中で、ただ今頂いた御意見は大変実効性のあるものと考えますので、地域の実情に合わせたきめ細かな対策として生かしていきたいと思います。

【会長】

名簿は、申出によって作っていると思いますが、申出は結構ありますか。

【事務局】

今取りまとめており、中間報告としてお聞きいただきたいが、水戸市内において約3,000名の方の要配慮者名簿を作成しているところでございます。

【会長】

記憶では、ひとり暮らしの高齢者も7,000名程いると認識しております。いろいろな配慮の必要な方がいらっしゃると思うので、できるだけ地域で呼びかけていただき、地域力で役割分担を決めて応援体制を構築していただきたいと思っておりますし、できるだけ多くの方に名乗り出ていただくように呼びかけを各種機関と連携し対応していきたいと思っております。事務局でも多くの方に登録していただくように努めてください。

【委員】（水戸市住みよいまちづくり推進協議会）

この避難計画に沿って避難した場合、27万人の市民が避難するのにどれくらいの時間を要するのでしょうか。

【事務局】

現在、シミュレーションまでは至っておらず、申し訳ありませんが明確にお答えできません。

【会長】

県のほうでは、水戸市に限らず、UPZ圏内の約100万人を避難させるのにどれくらいの時間がかかるか試算していますか。

【委員】（茨城県生活環境部原子力安全対策課）

数値については、具体的にはありませんが、20マイクロシーベルト以上に達した地域に関しては1週間以内に避難しなさいということになっておりますし、また、各地域のモニタリングポストの数値を計測し、基準を超えた地区が避難を開始することとなっています。全ての地域が一斉に避難するというのもあるかもしれませんが、現実的には、風向き等によって、ある程度地域が限られてまいりますから、全体を想定したシミュレーションはしてございません。ただし、避難時間の推定シミュレーションを行っており、30キロメートル圏外に避難するまで何日もかかるということはないと考えています。

【会長】

今後、広域避難計画を策定する上では、そういったところの精度を上げながらお示ししていきたいと思います。他にございますか。

【委員】（一般社団法人水戸薬剤師会）

骨子の中に住民等、市民等という等という文字が入っているが、水戸の居住者だけでなく、水戸市内に通勤通学している会社員や学生なども含まれますが、ここには記載されなくてよろしいのでしょうか。

【会長】

確かに水戸市は日中であれば、30万人近く人がいるが、その場合の対応はどのように考えていますか。

【事務局】

昼間の人口は、かなり多く存在しておりますので、基本的な行動としては、22ページに記載のある観光客等と同様の対応と考えております。基本的に水戸市民以外の方については、どちらにお住まいなのかによって対応が変わってしまうと思いますので、今後検討していく上では、帰宅先が安全であるか危険であるか、それぞれの状況により、行動していただく必要があると考えております。

【会長】

どちらにしても、一時的には水戸市内に避難していただくということになると思うが、

骨子の段階では具体的に盛り込めていないというところがありますので、これも順次具体化させていければと思っています。これで完成品というわけではありません、これから国や県で示される方向性を組み込みながら、水戸市の方策を取りまとめながら、骨子から計画あるいは実施計画と成熟させなくてはなりません。このような皆さんの御意見を頂きながら、第一弾の骨子としての発表させていただければと考えております。何か御意見ございませんでしょうか。御意見等がないようですので、水戸市原子力災害広域避難計画骨子(案)について、御承認を頂きたいと存じます。

【委員】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。次に、ただ今、皆様に御承認を頂きました水戸市地域防災計画の一部改定及び水戸市原子力災害広域避難計画骨子につきまして、今後どのように進めていくのか、事務局に説明を求めます。

【事務局】

今後の進め方について、御説明申し上げます。本日、御審議いただきました地域防災計画の一部改定及び広域避難計画の骨子につきましては、市民の皆様の御意見を頂くために、パブリックコメントを実施いたします。時期につきましては、4月から5月にかけて行います。パブリックコメントにより、計画に大きな変更があった場合には、改めて防災会議を開催させていただき予定でございます。大きな変更がない場合には、改めて防災会議を開催せず、6月にパブリックコメントの結果を公表し、同時に、水戸市として、この度の地域防災計画の一部改定及び広域避難計画の骨子策定について最終決定とさせていただき予定でございます。その後、議会や県への報告を行い、9月には、冊子として印刷し、防災会議の委員の皆様や関係機関への配布を予定しております。今後の進め方の説明につきましては、以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたように進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。本日、予定しておりました議事は、以上でございますが、その他、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

御意見がないようでございますので、以上で議事につきまして、終了させていただきます。本日、委員の皆様には、会議の進行に御協力いただき、感謝御礼申し上げます。これもちまして、議長の座をおろさせていただきます。

【事務局】

本日は、長時間にわたり、御審議を賜り、誠に、ありがとうございました。本日の会議資料につきましては、全てお持ち帰りいただけるものでございますが、現行の地域防災計画につきましては、各機関に既にお配りしているものであり、重複し不要な方につきましては、そのまま机に残していただいて構いませんので、御対応のほどよろしくお願い申し上げます。それでは以上で、水戸市防災会議を閉会させていただきます。お疲れ様でございました。